

2023年2月6日

エコアクション21
認証・登録事業者様

一般財団法人 持続性推進機構
エコアクション21中央事務局

**エコアクション21認証・登録手続規程の改訂について（ご案内）
－更新及び中間審査における審査費用のご請求及び納付に関する変更－**

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素はエコアクション21に熱心にお取り組みいただき、厚く御礼申し上げます。

エコアクション21ガイドライン2017年版の改訂に伴い、事業者様への審査費用（審査料及び旅費交通費）のご請求及び納付に関する手続きが変更になりますので、ご案内させていただきます。

これまで現地審査終了後に担当審査員から受審事業者様にご請求させていただいていた審査費用について、環境省の指導の下、全ての審査費用について、中央事務局から受審事業者様にご請求させていただき、受審事業者様は中央事務局へ納付していただくこととなります。

更新審査においては、中央事務局判定委員会で適合と判定の後、認証・登録料と審査費用を合わせてご請求させていただきます。中間審査においては、地域事務局において審査の終了が確認できた後、審査費用をご請求させていただきます。

運用開始は、2023年4月10日以降、事業者様から審査申込があった案件から適用させていただきます。

それに伴い「エコアクション21認証・登録手続規程」及び「エコアクション21認証・登録制度に基づく認証・登録契約書」を改訂させていただきます。改定した手続規程及び契約書については、改めてご案内させていただきます。

なお、審査費用については、中央事務局より担当審査員へお支払いすることとなります。

何卒、ご理解ご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

敬 具